

一般廃棄物処理
(生活排水処理)
基本計画策定支援等業務

仕 様 書

貝 塚 市

第1章 総 則

第1節 業務の名称

一般廃棄物処理（生活排水処理）基本計画策定支援等業務

第2節 委託業務の目的

本業務は、貝塚市（以下「本市」という。）が生活排水処理をするにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく生活排水処理基本計画策定を行う。また、本市が保有している衛生事業所（し尿処理場）の現状を把握するため、構造物（第一沈殿槽、分離液槽）の劣化度を調査し、令和5年度実施した精密機能検査結果等も踏まえ、今後の施設整備の方向性を検討する。

第3節 業務委託場所

貝塚市 王子 外 地内

第4節 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

ただし、生活排水処理基本計画については、関係部局や大阪府と協議が必要なことから素案を令和7年11月20日までに提出すること。

第5節 業務の内容

1. 生活排水処理基本計画策定
2. し尿処理施設劣化調査

第6節 劣化調査対象施設の概要等

1. 施設名： 貝塚市衛生事業所
2. 所在地： 貝塚市王子261
3. 施設面積： 8, 199 m²
4. 処理能力： 158 k l / 日
5. 処理方式： 好気性消化方式
高度処理方式
加圧浮上＋オゾン接触＋ろ過方式
(現在はオゾン接触・ろ過は休止中で使用していない)
6. 工事竣工： 昭和57年10月

第7節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、下記にあげる法令、規則、指針等（最新版）を遵守しなければならない。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- ・ 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計概要

- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
- ・ 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き
- ・ 環境基本法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等公害関係法令、同施行令・同施行規則
- ・ 都市計画法、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法、水道法、下水道法、河川法、消防法等関係法令、同施行令・同施行規則
- ・ 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、製造物責任法（PL法）等の適応する関係法令、規則、規格等
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準、建築設備計画基準・同要領
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 貝塚市環境保全条例
- ・ その他、準拠する必要がある法令、規則、指針等

第8節 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については本市と協議を行った上、業務を遂行すること。

第9節 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第10節 提出書類

受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出すること。

1. 着手届
2. 工程表
3. 管理技術者・照査技術者届及び経歴書

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

1. 納品書
2. 完了届
3. 成果品引渡書

4. 請求書

第11節 関係官公庁との協議

本業務において関係官公庁との協議が生じた場合、受託者は誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第12節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。ただし、本市の指示により変更する場合は、この限りではない。また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第13節 管理技術者及び照査技術者

受託者は、本業務の執行にあたって、管理技術者及び照査技術者を配置（兼務を除く）し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお管理技術者・照査技術者・担当技術者は、ともに在籍6か月以上の正社員とする。

1. 管理技術者の資格

管理技術者は次の資格を有する者とする。

- 1) 技術士法に定める技術士で、技術部門を衛生工学部門かつ選択科目を廃棄物・資源循環とする者。

2. 管理技術者の業務経験

管理技術者は次の業務経験を有する者とする。

- 1) 過去5年以内に管理技術者としてし尿処理施設の計画及び設計の業務経験を有する者。

3. 担当技術者の資格

当該業務は「生活排水処理基本計画・し尿処理施設劣化調査」と特殊な業務であり、配置する担当技術者は次のいずれかの資格を有する者を選任する。また、建築関係の担当者として下記の担当者とは別に一級建築士の資格保有者を1名以上選任すること。

- 1) 技術士法に定める技術士で、技術部門を衛生工学部門かつ選択科目を廃棄物・資源循環とする者。
- 2) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM：廃棄物部門）の資格を有する者。

4. 照査技術者の資格

照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

- 1) 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を衛生工学-廃棄物・資源循環とする者、若しくは、技術部門を衛生工学部門かつ選択科目を廃棄物・資源循環とする者。

5. 管理技術者及び照査技術者、担当技術者の証明

管理技術者及び照査技術者、担当技術者は業務経歴書、資格者証の写し及び受託

者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時より1年以上の雇用関係）が確認できる証明書（受託者会社名記載の健康保険証の写し）を添付し、本市に提出すること。

6. 打合せ等

関係官公庁及び本市との全てにわたる打合せ協議又は地元説明会には、必ず管理技術者が同席し、業務全体の進捗を把握すること。また、関係官公庁との打ち合わせにより、計画の内容等に追加指示等があった場合は、受託者の費用において、その指示に従い作成のこと。

第14節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、貸し出し可能な資料はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本市に提出し業務の完了とともに返却すること。

第15節 成果品の検査

受託者は、業務の完了に際し、本市担当職員による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。

なお、検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

第16節 引渡し

成果品の検査に合格後、仕様書に定められた提出図書一式を納品し、引渡し完了とする。

第17節 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。

1. 生活排水処理基本計画書	A 4 版	レザック製本	1 0 部
2. 劣化調査報告書	A 4 版	ファイル製本	2 部
3. 打合せ議事録	A 4 版	ファイル製本	1 部
4. 電子成果品	C D—R 等		1 式
5. その他参考資料			1 式

第2章 生活排水処理基本計画策定業務

生活排水処理基本計画は、本市が長期的、総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うために、計画目標年次における本市の生活排水処理をどのように処理するか定めるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、浄化槽法、厚生省通知（平成2年10月8日付衛環第200号）、大阪府生活排水処理計画整備指針及び本市下水道計画等に準拠したものとすること。

第1節 計画策定に係る基礎資料などの収集・整理

1. 基礎的事項の把握

- 1) 地理的・地形的特性
- 2) 気候的特性
- 3) 人口
- 4) 産業
- 5) 土地利用状況
- 6) 将来計画（開発計画等）
- 7) 生活排水処理施設の整備概況
- 8) 水利用状況、水質保全に関する状況 等

第2節 生活排水処理基本計画の基本方針等

1. 生活排水処理の基本方針

廃棄物処理をめぐる社会、経済情勢や地域の開発計画、住民の要望、本市下水道計画等を踏まえ本市における生活排水処理の基本方針を明らかにすること。

2. 計画目標年次の設定

目標年次は、原則として計画策定時よりおおむね10～15年程度とし、必要に応じて中間年次を設けること。

3. 生活排水の排出状況と将来予測

目標年次における行政区域での、生活排水の排出量及び質をその種類別に推計すること。なお、推計にあたっては下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況及び農業・漁業集落排水処理等に十分留意し推計すること。

第3節 生活排水処理基本計画の内容

1. 生活排水の処理主体の設定

主目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。

2. 生活排水処理基本計画の策定

生活排水処理基本計画においては、基本方針に沿って目標年次（中間目標年次を設けた場合はこれを含む。）における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り、内容を定めること。

1) 生活排水処理基本計画にあたっての検討事項

- ①既存施設及び既存計画との整合性の検討

- ②経済的要因の検討
- ③社会的要因の検討
- ④投資効果発現の迅速性の検討
- ⑤地域環境保全効果の検討
- ⑥将来見直しの検討

2) 生活排水処理基本計画

- ①処理の目標
- ②生活排水を処理する区域及び人口等
 - ア. 合併浄化槽で処理する区域及び人口等
 - イ. コミュニティ・プラントで処理を推進する区域
 - ウ. 下水道で処理する区域及び人口等
 - エ. 農業集落排水施設で処理する区域及び人口等
 - オ. 単独浄化槽で処理する区域及び人口等
 - カ. 非水洗化人口等
 - キ. その他
- ③施設及びその整備計画の概要
 - ア. 合併浄化槽
 - イ. コミュニティ・プラント
 - ウ. 下水道
 - エ. 農業集落排水施設
 - オ. し尿処理施設
 - カ. その他

3) し尿・汚泥処理計画

- ①現状
 - ア. し尿・汚泥処理の推移
 - イ. し尿・汚泥の排出状況
- ②排出抑制・再資源化計画
 - ア. し尿・汚泥の排出抑制・再資源化に関する目標（基本方針等）
 - イ. 排出抑制の方針
 - ウ. 再資源化の方法及び量
 - エ. 関連施設及びその整備計画の概要
- ③収集・運搬計画
 - ア. 収集運搬計画に関する目標（基本方針等）
 - イ. 収集区域の範囲
 - ウ. 収集運搬の方法及び量
 - エ. 中継施設及びその整備計画の概要
- ④中間処理計画
 - ア. 中間処理に関する目標（基本方針等）

- イ. 中間処理の方法及び量（中間処理物の排出量を含む）
- ウ. 処理施設及びその整備計画の概要（施設面積、処理能力等）
- エ. 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び量

⑤最終処分計画

- ア. 最終処分に関する目標
- イ. 最終処分の方法及び量

4) その他

- ア. 住民に対する広報・啓発活動
- イ. 地域に関する諸計画との関係

第3章 し尿処理施設劣化調査

劣化調査業務は、次の各事項の作業・調査等を行い、本市し尿処理施設の構造躯体の状況を把握し、令和5年度実施した精密機能検査結果も踏まえ、劣化診断を行い、報告書を作成すること。

第1節 調査計画

1. 調査の目的、主旨の把握
2. 診断内容の確認
3. 使用する主な基準及び図書等の確認

第2節 資料収集・整理

調査の着手にあたり、劣化診断に必要とする資料のリストを作成し、資料の収集・整理を行い、資料の有無及び保管状態等を確認すること。

1. 一般事項の整理
2. 精密機能検査結果の整理

第3節 現地調査

現地調査は、目視等により確認し、記録（写真等）すること。

第4節 劣化調査

下記に示す構造物について劣化調査を行うこと。なお、調査にあたり労働安全衛生法等の関係法令はもちろんのこと、十分安全面に注意し、調査すること。

1. 調査箇所

- 1) 第一沈殿槽
- 2) 分離液槽

（なお、各槽の調査は各槽の清掃時もしくは運転状況に合わせて実施予定のため、同一日に同時に行うことができない場合もある。また、休日に行うこともある。）

2. 試験種目

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) 硫化水素濃度測定 | 1箇所（生し尿貯留槽） |
| 2) 鉄筋被り測定 | 4箇所（1水槽2箇所） |
| 3) シュミットハンマー試験 | 4箇所（1水槽2箇所） |
| 4) 中性化深さ試験 | 4箇所（1水槽2箇所） |

（測定箇所は、各水槽の劣化の激しいと考えられる側面壁・天井面壁の2箇所とする。）

第5節 報告書作成

1. 劣化調査報告書の作成

劣化調査にて実施した結果を踏まえ、総合的な評価を行い、報告書をまとめること。報告書は、次の内容がわかるように作成すること。

- 1) 調査目的

- 2) 施設概要
 - 3) 施設諸元、現有施設の処理能力、一般平面図
 - 4) 既存情報調査結果
 - 5) 現況判定結果
 - 6) 調査対象施設
 - 7) 診断判定結果
 - 8) 現況写真
 - 9) 総合評価
2. 課題の把握及び整理
調査・診断結果を踏まえ、対応すべき課題を整理すること。
3. 改築・修繕方法の検討
対象施設に求められる仕様及び施工方法を検討すること。
4. 改築・修繕計画の検討
対象施設に求められる仕様及び施工方法に基づき事業量の算定を行うこと。

第6節 照査

1. 照査事項

受託者は、業務全般にわたり、法令改正や基準改定等への対応、社会的ニーズや水準の変化への対応、新技術の導入による機能向上、省エネルギー・省資源・省力化等の向上、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として、次に示す事項について照査を実施すること。

- 1) 既存情報の調査内容について
- 2) 現地確認の内容について
- 3) 診断結果の妥当性について